



## 入学・進級 おめでとうございます



今年度も引き続き、保健室を担当させていただきます後藤美織です。

4月から担当させていただきます岩楯亜希です。5月中旬まで二人体制で皆さんが心も体もいきいきと健康に生活できるよう、サポートしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。みなさんが自分のペースで自分の目標に向かって頑張ってもらいたいと思います。体調不良やケガをした時だけでなく、悩みや相談したいこと等があるときも保健室でお待ちしています。

4月の保健目標 健康診断を正しく受けよう

### 4・5月の保健行事 \*健康診断が始まります。忘れないようにしましょう。

- 4月14日 発育測定・視力検査(3年, 4年)、聴力検査(3年)
- 4月15日 // (5年, 6年)、 // (5年)
- 4月16日 発育測定・視力・聴力検査(みどり)
- 4月17日 // (1年, 2年)
- 4月21日 尿検査キット配付
- 4月22日 尿検査①
- 5月 7日 尿検査キット配付(前回未提出者・二次検査者)
- 5月 8日 尿検査②(前回未提出者・二次検査者)
- 5月12日 心電図検査(1, 4年)
- 5月21日 内科検診①(4~6年)
- 5月29日 内科検診②(1~3年, みどり, 前回未検査者)



☆発育測定の日、髪の毛を高い位置で結ばないようにしましょう。

☆視力検査の日、メガネ・コンタクトレンズを使っている人は忘れずに持ってきてきましょう。

☆尿検査は、朝起きてすぐの尿をとるようにしてください。

☆どれも自分の体の健康を知るための大切な検査です。なるべく欠席しないようにしましょう。

|       |          |       |          |
|-------|----------|-------|----------|
| 【内科】  | 橋本 聖 先生  | 【歯科】  | 神保 明德 先生 |
| 【眼科】  | 中島 修一 先生 | 【耳鼻科】 | 寺田 俊昌 先生 |
| 【薬剤師】 | 花岡 俊輔 先生 |       |          |



### みんなのほけんしつ

保健室を利用するときには次のルールを守り、皆が気持ちよく利用できるようにしてください。

- ① ケガや体調不良で保健室に来るときには、先生に伝えてからきてください。
- ② 身長や体重・視力等の測定は、業間休み(八木北タイム)と昼休みのみできます。また、ケガ人や体調不良者が入室した場合には測定できません。
- ③ 学校では、登下校を含む学校の管理下のケガの応急処置のみ行います。ご家庭でのケガはご家庭で対応してください。また、継続的な処置や治療は医療行為にあたるので、できません。内服薬はあげることができませんので、必要な場合はご家庭から持ってくるようにしてください。
- ④ 学校での休養は、原則として1時間です。1時間以上休んでも良くならない場合は、早退になります。
- ⑤ 保健室の物は先生に許可をもらってから使用してください。
- ⑥ 体調の悪い人がいる場合は静かに利用してください。
- ⑦ 不安や悩みごとなどがあるときには気軽に相談してください。相談に来るときには、しっかり話を聴きたいので、なるべく一人で来ててください。

## 学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準

(学校保健安全法施行規則第 18 条)

令和6年6月1日改正

| 分類         | 病気の種類   | 出席停止の期間   |
|------------|---|---|
| 第一種<br>感染症 | エボラ出血熱、クリミア、コンゴ出血熱、痘瘡、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、ポリオ、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、鳥インフルエンザ (H5N1・H7N9)<br>※上記の他、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症 | 治癒するまで  |
| 第二種<br>感染症 | インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H5N1)を除く)  | 発症した後 5 日を経過し、かつ解熱後 2 日(幼児にあっては 3 日)を経過するまで   |
|            | 百日咳   | 特有の咳が消失するまで、又は 5 日間の適正な抗菌性物資製剤による治療が終了するまで  |
|            | 麻疹(はしか)   | 解熱後 3 日を経過するまで  |
|            | 流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)   | 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで   |
|            | 風疹  | 発疹が消失するまで   |
|            | 水痘(みずぼうそう)  | すべての発疹が痂皮化するまで  |
|            | 咽頭結膜熱(プール熱)   | 主要症状が消退した後 2 日を経過するまで   |
|            | 結核  | 病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで   |
|            | 髄膜炎菌性髄膜炎  | 症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで   |
|            | 新型コロナウイルス感染症  | 発症した後 5 日を経過し、かつ症状が軽快した後 1 日を経過するまで   |
| 第三種<br>感染症 | コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症   | 症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで   |
|            | (条件によっては出席停止の措置が考えられる疾患)<br><br>その他の感染症<br><br>溶連菌感染症、ウィルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎など                      | 病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで<br><br><b>※学校で流行が起こった場合にその流行を防ぐため、必要があれば学校長が学校医に意見を聞き、第 3 種の感染症として、緊急的に措置をとることができるものとして定められています。</b> |